



議案第 八号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

次のとおり特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定
により、本議会の議決を求める。

昭和五十七年三月十日

三朝町長 松村喬成

昭和五十七年三月廿日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条
例第三号）の一部を次のように改正する。

別表中（一）を次のように改める。

（一） 報酬

区分	報酬の額
監査委員	議会の議員のうちから選任された委員 月額 一八〇〇〇円 知識経験を有する者のうちから選任され た委員 月額 二八五〇〇円

<p>固定資産 評価審査委員</p>	<p>農業委員</p>	<p>教育委員</p>
<p>会長 日額 六〇〇〇円 委員 日額 四四〇〇円</p>	<p>会長 月額 三、五〇〇円 会長職務代理者 月額 二、五〇〇円 委員 月額 二、〇〇〇円</p>	<p>委員長 月額 三、五〇〇円 委員長職務代理者 月額 二、五〇〇円 委員 月額 二、〇〇〇円</p>

選挙管理委員	委員長 日額 六〇〇〇円 委員 日額 四四〇〇円
選挙長	一回につき 五六〇〇円
投票管理者	日額 五六〇〇円
開票管理者	一回につき 五六〇〇円
投票立会人	日額 四五〇〇円
開票立会人	一回につき 四五〇〇円
選挙立会人	一回につき 四五〇〇円
社会教育指導員	月額 五四〇〇円
法律又はこれに基づき政令で定められた附属機関の委員その他これに類する構成員	日額 四〇〇〇円
条例で定められた附属機関の委員その他これに類する構成員	日額 四〇〇〇円

附 則

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。